

日本丸メモリアルパーク緑地（行事）利用取扱要綱

制 定 平成18年4月1日

最近改正 令和2年3月31日

（趣旨）

第1条 日本丸メモリアルパークは国指定重要文化財の帆船日本丸、旧横浜船渠株式会社第一号ドック及び横浜みなと博物館を有する横浜市の港湾緑地である。この緑地を市民等が安全かつ快適に利用できるようにするとともに、賑わいを創出するための行事などの利用について、公平・迅速な取扱いをするため、要綱をここに定める。

（利用可能日）

第2条 利用可能日は、帆船日本丸及び横浜みなと博物館（どちらか一方でも可）の営業日に準ずる。ただし、帆船日本丸記念財団・JTJ コミュニケーションデザイン共同事業体（以下「共同事業体」という。）の主催事業・施設整備等が行われる場合を除く。

（利用時間）

第3条 利用時間は、準備・撤去を含め午前9時から午後5時までとする。

（利用許可基準）

第4条 日本丸メモリアルパークは、海事思想の普及、横浜港の振興、青少年の育成に寄与する行事、及び公益性を伴う行事等について利用を許可する。また、行事の実施にあたり横浜市港湾施設条例及び必要な法令に定められた手続きを行い、これを順守しているものに限り許可する。

（利用許可申請書類）

第5条 利用許可申請に必要な書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 緑地内行為（行事）許可申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 行事内容の分かる計画書
 - ア 実施団体の概要が分かる規約等及び構成員が分かる名簿
 - イ 行事の企画書及び収支予算書
 - ウ 必要な共催・後援名義を取得した書類
- (3) 会場図（一般通行者・緊急車両の動線が入ったもの）
- (4) 搬出入車両の状況が分かる書類及び駐車が必要な場合は緑地内行為（駐車）許可申請書
- (5) 撮影を行う場合は、緑地内行為（撮影）許可申請書
- (6) 会議室を利用する場合は、会議室（日本丸訓練センター）利用許可申請書

（利用許可申請手続き）

第6条 利用許可申請の受付は、利用希望日の6か月前の同日から1か月前までとする。また、受付時間は開館日の午前9時から午後5時45分までとする。

- 2 6か月前の同日が休館日に当たる場合、受付はその翌日からとする。
- 3 6か月前の同日が存在しない場合、受付はその前日からとする。
- 4 利用希望日が連続する場合、最初の利用日から起算して6か月前の同日からとする。ただし、連続して利用できる期間は原則14日以内とする。

- 5 利用希望日の他に予備日を希望する場合、利用希望日から翌月同日までの期間とする。
- 6 申請には、第5条に定める利用許可申請書類の提出を要する。また、必要に応じて別途資料を提出し、共同事業体の審査を受けるものとする。
- 7 利用の可否は、共同事業体が利用目的等を審査し判断する。
- 8 許可後、内容によっては緊急災害時の対応方法を記載した警備誘導計画の提出を要する。
- 9 消防署や保健所等へ催し物開催届等を提出し、事前に必要な許可を受けるものとする。また、写しを共同事業体へ提出することとする。
- 10 行事に係る保険は主催者側の責任で対応する。

(利用料金)

第7条 利用料金は次の各号のとおりとする。

- (1) 緑地の利用料金は、別表1、別表2及び別表3のとおりする。
- (2) 貸出備品等の料金は、別表4のとおりとする。
- 2 利用料金は、当日までに現金又は振込で支払う。ただし、理由があると認める時は後納とすることができる。
- 3 利用者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で利用が不可能となった場合と共同事業体で判断した場合は、利用料金を返納する。

(許可の変更・取消とキャンセル料)

第8条 許可後、利用の中止の申出があった場合は、キャンセル料として次の各号のとおり利用料金を支払うものとする。

- (1) 利用日の2か月前の同日までは、利用料金(貸出物品等及び駐車に関する料金は除く)の30%とする。
- (2) 利用日の1か月前の同日までは、利用料金(貸出物品等及び駐車に関する料金は除く)の60%とする。
- (3) 利用日を含め15日前までは、利用料金(貸出物品等及び駐車に関する料金は除く)の100%とする。
- (4) 貸出備品等及び駐車に関する料金は、未利用の場合はキャンセル料0%とする。
- 2 次の各号の行為があった場合は直ちに許可を取消し、利用料金100%をキャンセル料として支払うものとする。

- (1) 本要綱に違反した場合
- (2) 申請書に記載の目的と異なる利用が確認された場合
- (3) 利用許可を第三者に譲渡・転貸した場合
- (4) 危険物を持ち込んだ場合
- (5) 第10条に違反したと共同事業体が認めた場合

(利用の制限)

第9条 次の各号に該当する場合の利用は認めないものとする。

- (1) 内容が公序良俗に反するもの
- (2) 宗教の布教目的のためであるもの
- (3) 営業行為や営利活動のみを主たる目的とするもの
- (4) アルコール提供を主たる目的とするもの

- (5) 長期にわたり利用するもの
- (6) 大音量が生じる等、近隣への影響があるもの
- (7) パーク来場者の安全及び緊急車両の動線が確保できないもの
- (8) パーク内の施設・設置物の毀損などの恐れがあるもの
- (9) 提出した事業計画との乖離又は虚偽が共同事業体によって認められたもの
- (10) 第10条に違反するもの
- (11) 特定の政党等を支援する活動目的であるもの
- (12) その他、緑地の管理上支障があるもの

(反社会的勢力の排除)

第10条 申請者は、次の各号について確約することとする。

- (1) 申請者及び実質的な運営への関与する者等申請内容に関与する者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体またはその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員及び個人。以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (2) 反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと
- (4) 実質的に運営に関与する者が、反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表、主催者その他の構、又は該当構成員を含む団体でないこと

(その他)

第11条 緑地利用中（搬入搬出を含む）の人的及び物的損害（貸出備品を含む）に対する賠償責任は、全て利用者が負担する。

- 2 利用期間中、必ず責任者が会場内に常駐し管理する。盗難、事故等トラブルについての責任は共同事業体では一切負わないものとする。
- 3 日本丸メモリアルパーク内での屋外広告物等の設置については、共同事業体との事前調整を要する。また、施設所在地が「みなとみらい21地区屋外広告物規準」の適用地区であることから、横浜市他と調整が必要であるため、無断での取付を禁止する。
- 4 利用時間以前の荷物の搬入、配送及び預かりは行わないものとする。
- 5 イベントのチラシ、配布物等に帆船日本丸・横浜みなと博物館の画像を使用する場合、日本丸メモリアルパーク内で撮影（静止画・動画）する場合、貸会議室を利用する場合は、事前に申請を行うこと。
- 6 利用後は、利用者の責任において清掃し、ゴミ等は全て持ち帰ること。特に清掃の必要が生じた場合、別途清掃費用を請求する。
- 7 未成年者の利用申請は保護者の同意を得ることとする。
- 8 この要綱に定めるもののほか、緑地利用に当たって必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 9:00~17:00利用

単位：円(税込)

| 区 分 | 大きさ・広さ (㎡) | タイプ A 1日 60 円/㎡ | タイプ B 1日 15 円/㎡ |
|-----------------|---------------|--------------------|--------------------|
| アリーナ (屋外ステージ前) | 1,500 | 90,000 | 22,500 |
| 北回廊前 | 800 | 48,000 | 12,000 |
| 小アリーナ (ランドマーク側) | 440 | 26,400 | 6,600 |
| 訓練センター上部 ※3 | 400 | 24,000 | 6,000 |

※1 入場料・参加者出展料他を徴収する場合、スポンサーがいる場合、物販を行う場合等。

※2 ※1がない場合

※3 イベント内容によっては訓練センター(会議室)をご予約いただきます(別途有料)。

※日本丸メモリアルパーク内の上記以外の場所を御利用の場合は御相談ください。

別表2 9:00~12:00(午前利用許可時間)

単位：円(税込)

| 区 分 | 大きさ・広さ (㎡) | タイプ A 1回 30 円/㎡ | タイプ B 1回 7.5 円/㎡ |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------------|
| アリーナ (屋外ステージ前) | 1,500 | 45,000 | 11,250 |
| 北回廊前 | 800 | 24,000 | 6,000 |
| 小アリーナ (ランドマーク側) | 440 | 13,200 | 3,300 |
| 訓練センター上部 ※3 | 400 | 12,000 | 3,000 |

※1~※3 別表1に準じる。

※12:00を超える場合は、別表1の料金になります。

※日本丸メモリアルパーク内の上記以外の場所を御利用の場合は御相談ください。

別表3 駐車利用料金

単位：円(税込)

| 区 分 | 2時間まで | 2時間以降1時間毎 |
|--------------------------|--------|-----------|
| 大型・中型バス 1台当たり | 2,000 | 1,000 |
| 小型バス・マイクロバス 1台当たり | 1,000 | 500 |
| 普通車、自動2輪車及び原動機付自転車 1台当たり | 600/1日 | |

別表4 貸出備品利用料金

単位：円(税込)

| 区 分 | 数 量 | 1日料金 |
|--------------------------------|-----|--------|
| テントセット(おもり付) ※設営が必要な場合は別途有料です。 | 1張 | 11,000 |
| テントおもり | 1個 | 330 |
| 長机 | 1脚 | 500 |
| パイプ椅子 | 1脚 | 220 |
| コードリール | 1個 | 830 |
| ポータブルスピーカー・ワイヤレスマイク(2本)セット | 1組 | 4,400 |
| マイクスタンド | 1本 | 330 |
| 三角コーン | 1本 | 50 |
| 同おもり | 1個 | 40 |
| コーンバー | 1本 | 50 |
| 機材持込による電源利用 | 1か所 | 550 |
| 水道利用 | 1か所 | 550 |

■全て原状に戻してください。

■イベント内容により、別途料金(警備費、作業費、手数料等)が必要な場合があります。

緑地内行為(行事)許可申請書

年 月 日

帆船日本丸・横浜みなと博物館

申請者

TEL 045-221-0280

〒 —

FAX 045-221-0277

住所

Mail ryokuchi@nippon-maru.or.jp

電話 ()

法人名

代表者名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

緑地内で行事を行いたいので、日本丸メモリアルパーク緑地利用のご案内(行事)に同意し、次のとおり申請します。

| | | | |
|------------|---------------------------------------|----------------------------|------------------------|
| 緑地名 | 日本丸メモリアルパーク | | |
| 使用日時 | 年 月 日 () | 時 分 ~ 時 分 | 準備～撤去を含めての時間 |
| 催事名 | | | |
| 行事内容 | ※企画書、会場図を添付してください。 | | |
| 使用場所 | アリーナ・ランドマーク側小アリーナ・訓練センター屋上 その他 () | 面積 | m ² |
| 参加予定人員 | 人 | | |
| 参加費等の徴収 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 | ※有の場合は企画書に詳細を記載してください。 |
| 担当者 連絡先 | 住所 | 〒 — 申請者住所と同じ時は記載不要 | |
| | 氏名 | | |
| | 電話 | () | |
| 備考 | | | |

情報の取扱 記載された情報は、緑地・会議室・団体利用に関する範囲内で利用します。所定の期限が過ぎたものは廃棄します。

※事務使用欄

許可します / 許可しません

日付

| | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|----------|-----|--------|------|
| 決 裁 | 総務部長 | 総務課長 | 庶務係長 | 入金日 | 領収額 | 領収書No. | 会計担当 |
| | | | | 年 月 日 | 円 | No. | |
| | 業務推進課長 | 営業企画課長 | 営業企画係長 | 業務推進係長 | 担当者 | | |
| | | | | | | | |

緑地内行為(駐車)許可申請書

年 月 日

帆船日本丸・横浜みなと博物館

| | | | |
|------|-----------------------------|--|--------|
| | | | 申請者名 |
| TEL | 045-221-0280 | | 〒 () |
| FAX | 045-221-0277 | | 住所 |
| Mail | classroom@nippon-maru.or.jp | | 電話 () |
| | | | 担当者 |

※「申請者名」は団体名・会社名を記入

次の通り、緑地内行為(駐車)許可を申請します。

| | | | | |
|------------|---------------|-----------------------------|-------------------------------|----------|
| 使用目的 | | | | |
| 使用日時 | 年 月 日 () | | 時 分 ~ 時 分 | |
| 台数 (料金) | 普通車 | 小型バス・マイクロバス | 大型・中型バス | その他・トラック |
| | 台 | 台 | 台 | |
| | 1日あたり 600円 | 2時間まで 1,000円 以降 1時間 500円 | 2時間まで 2,000円 以降 1時間 1,000円 | |
| 車種ナンバー | | | | |

緑地内行為(駐車)についての注意事項

- ① 使用目的は、緑地、会議室、団体見学、撮影等の利用に伴う駐車が対象となります。
- ② 入出場時間は午前8時～午後10時までです。
会議室や撮影等の予約時間内でのご利用になります。(時間外 要相談)
- ③ 駐車台数には限りがございます。先着順となりますので、ご利用いただけない場合がございます。
その際は、恐れ入りますが近隣の有料施設をご利用ください。
- ④ 歩行者等、周囲の安全に十分ご注意ください。
- ⑤ 駐車の場所は、スタッフの指示・案内に従ってください。
- ⑥ パーク内での事故、盗難等トラブルについては、責任を負いかねます。

情報の取り扱い: 記載された情報は、緑地・会議室・団体・撮影等の駐車利用に関する範囲内で利用します。所定の期限が過ぎたものは破棄いたします。

※事務使用欄

上記の通り申請がありましたので許可します。

| | | | | | | | | | |
|--------|------|------|-----|-----|-----|-------|-----|--------|------|
| 決 裁 | 総務課長 | 庶務係長 | 課 長 | 係 長 | 担当者 | 入金日 | 入金額 | 摘要 | 会計担当 |
| | | | | | | 年 月 日 | 円 | 領収書No. | |